

平成20年度決算に基づく藤枝市の財務4表について

新地方公会計制度の概要

藤枝市 企画財政部 財政課

- <根拠法> 平成18年6月「行政改革推進法」を契機
地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が要請される
- <会計基準> 新地方公会計制度研究会報告書
「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」
- <会計処理> 発生主義による複式簿記（一般企業と同様の会計処理）
- <公表書類> 財務4表を公表
貸借対照表 行政コスト計算書 資金収支計算書 純資産変動計算書
一般会計・普通会計・単体会計・連結会計ベースの各表を作成
- <公表期限> 人口3万人以上の団体 平成21年度秋までに作成、開示が努力義務

藤枝市の取り組み

- ・ 「基準モデル」
市所有の全ての資産・債務を洗い出し、時価評価するモデル
公会計改革で総務省が最終的に作成することを要請している企業会計完全準拠モデル
- ・ 19年度に引き続き「基準モデル」に基づく財務4表(平成20年度決算)を作成
(20年度中に合併した志太郡岡部町についても同モデルで作成・引継ぎ)
- ・ 連結対象となる10団体を含め、連結会計ベースで財務4表を作成

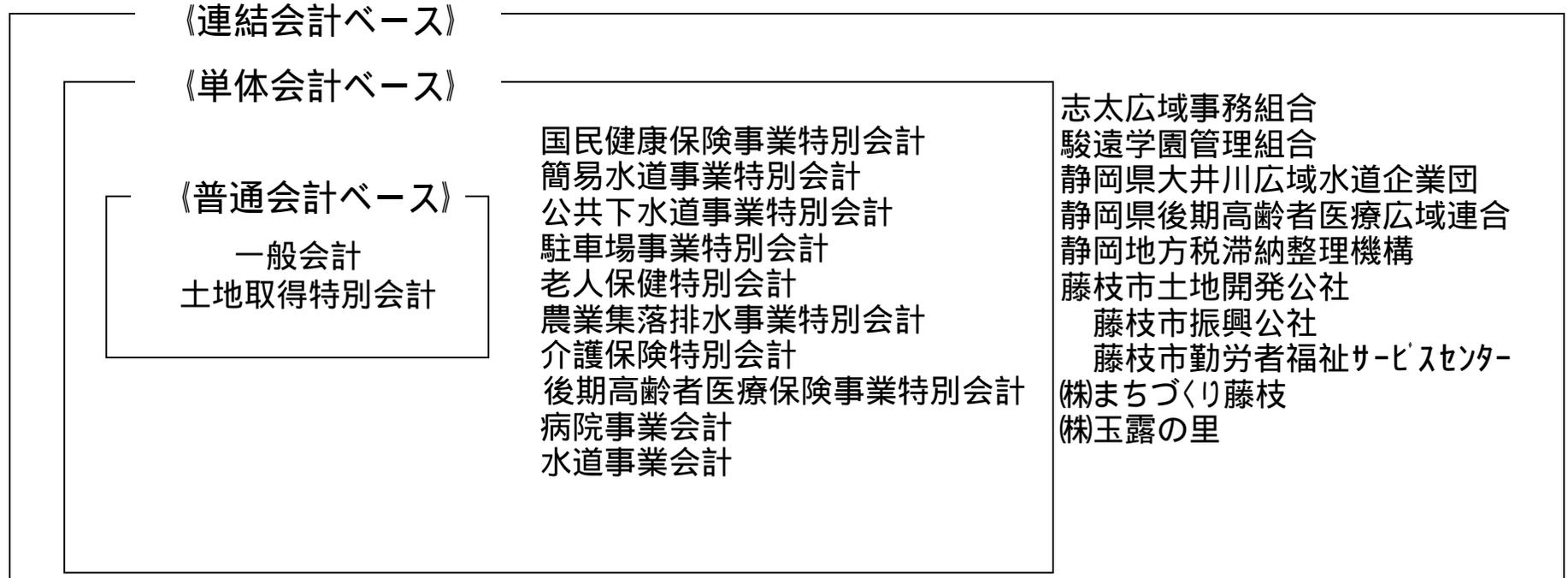
連結対象団体

- ・ 一部事務組合、広域連合 . . . 比例連結
 - ・ 地方三公社 . . . 全部連結
 - ・ 第3セクター等 . . . 出資比率50%以上 全部連結
出資比率50%未満 実質的に主導的な立場を
確保している場合に全部連結
- (出資比率が25%未満など低い場合であっても実質的に主導的な立場を確保している場合には全部連結)

対象範囲

以下の3つのベースに基づき、財務4表を作成した。

- 《普通会計ベース》 一般会計および公営事業会計以外の特別会計を対象範囲
- 《単体会計ベース》 + 公営事業会計を対象範囲
- 《連結会計ベース》 + 連結対象となる団体・法人



・ その他

今回の財務4表は、平成19年10月に総務省から報告された新地方公会計制度実務研究会報告書の「基準モデル」により作成しています。今後の制度改正、評価手法等の変更により財務諸表の内容が変更される場合があります。

平成20年度の変動について

平成20年度の変動については、以下のとおりです。

年 度 会 計	20年度(合併後)		19年度(合併前)		前年度対比	
	普通会計	単体会計	普通会計	単体会計	普通会計	単体会計
市民一人当たりの資産	221.2万円	278.6万円	208.7万円	270.7万円	+12.5万円	+7.9万円
市民一人当たりの負債	42.3万円	76.5万円	43.7万円	81.5万円	1.4万円	5.0万円
純資産比率	80.9%	72.6%	79.1%	69.9%	+1.8%	+2.7%

岡部町との合併により、
 普通会計では、資産は46,434,198千円、負債は4,648,086千円増加し、
 その結果、純資産は41,786,112千円の増加となりました。
 また、単体会計では、資産は49,562,326千円、負債は5,587,161千円増加し、
 その結果、純資産は43,975,165千円の増加となりました。